

名寄地区衛生施設事務組合条例第1号

名寄地区衛生施設事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

名寄地区衛生施設事務組合管理者

名寄地区衛生施設事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(名寄地区衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第2条中「を準用するものとする。」を「の例による。」に改める。

(名寄地区衛生施設事務組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 名寄地区衛生施設事務組合職員の再任用に関する条例（平成13年条例第1号）は、廃止する。

(名寄地区衛生施設事務組合職員条例の一部改正)

第3条 名寄地区衛生施設事務組合職員条例（昭和42年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成18年名寄市条例第36号）及び名寄市の休日に関する条例（平成18年名寄市条例第2号）を準用する。」を「、他に定めるものを除き、次に掲げる条例の例による。」に改め、次の各号を加える。

- (1) 名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成18年名寄市条例第36号）
- (2) 名寄市の休日に関する条例（平成18年名寄市条例第2号）
- (3) 名寄市職員の降給に関する条例（令和4年名寄市条例第38号）
- (4) 名寄市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年名寄市条例第39号）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。